

第2版（令和4年5月26日）

「七尾版 GoToトラベル推進事業」実施要領

（1）内容

【利用方法及び割引額】

- ・宿泊旅行の旅行代金の割引を実施。
- ・本事業の取扱旅行会社でのみ申し込み可。
- ・旅行代理店または宿泊施設において対象者全員の検温とワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認が必要。

※ワクチン接種歴または陰性の検査結果の取扱い等については、下記の国の資料を参照すること。

- ・「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf)

- ・「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>)

<割引額>

- ・1室1泊2万円（税込）以上の宿泊プランに対し1万円割引

<旅行代金の考え方>

- ・割引の対象となる「旅行代金」は1室1泊あたりの金額とする。
- ・大人・子どもでも異なる料金が混在する場合でも、全員分の旅行代金を合算した金額が1室1泊2万円以上であれば割引の対象とする。

【取扱旅行会社・対象宿泊施設】

<取扱旅行会社>

- ①七尾市内に本店、支店又は営業所などで申込対応ができる窓口がある旅行会社
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた事業者であって、本事業への参画申込みを行い、承認された者
- ②七尾市が契約したオンライン旅行代理店

<対象宿泊施設>

- ①七尾市内に主たる事業所を有する宿泊施設
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により、石川県知事の許可を受けた宿泊施設
 - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、石川県知事に住宅宿

第2版（令和4年5月26日）

泊事業を営む旨の届出をした者

上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

- ②和倉温泉旅館協同組合、和倉温泉観光協会または能登島旅館民宿協同組合に加盟している宿泊施設
- ③七尾市の指定管理施設を使用し宿泊業を行っている者

<新型コロナウイルス対策関連>

- ①旅行会社（OTA 除く）は、「石川県新型コロナウイルス対策取組宣言」に取り組んでいること
→取組宣言ホームページ：<https://ishikawa-act-against-covid19.jp/>
- ②宿泊事業者（宿泊施設）は、「いしかわ新型コロナウイルス対策認証制度」認証済であること
→認証制度ホームページ：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

【宿泊旅行の要件】

- ・取扱旅行会社で販売する対象宿泊施設での宿泊を伴う旅行。
- ・募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行のいずれも対象。

<割引の対象外となる宿泊旅行>

- ・宿泊の目的が以下の場合には割引の対象外。
 - ①教育旅行（修学旅行）
 - ②合宿
 - ③コンベンションまたはスポーツ大会への参加
- ・換金性の高い金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・お米券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）をセットにしたプランは対象外。
- ・交通機関のチケット類（鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等）と宿泊をセットにしたプランは対象外。

（2）実施期間

【事業者募集期間】令和4年5月19日（木）～令和4年6月3日（金）**午後5時必着**
※事業者募集期間を過ぎてからの申請受付はできません。

第2版（令和4年5月26日）

<市内旅行会社>

【予約受付期間】令和4年6月29日（水）～令和4年10月31日（月）

【割引対象期間】令和4年7月1日（金）宿泊分～令和4年10月31日（月）宿泊分

<オンライン旅行代理店>

第1弾

【割引クーポン配布期間】令和4年7月15日（金）～令和4年8月30日（火）

【クーポン適用期間】令和4年7月15日（金）～令和4年8月30日（火）宿泊分

第2弾

【割引クーポン配布期間】令和4年8月31日（水）～令和4年10月14日（金）

【クーポン適用期間】令和4年8月31日（水）～令和4年10月31日（月）宿泊分

（3）事業実施の流れ

① 参画申請（紙媒体もしくはGoogle フォームより申請ください）

申請様式・Google フォーム設置場所…七尾市ホームページ内

前提条件となる下記の制度の申請・取得後、参画申請

- ・旅行会社：石川県新型コロナ対策取組宣言に取り組んでいること
- ・宿泊施設：いしかわ新型コロナ対策認証制度の認証取得

② 予約受付開始

- ・対象商品の販売に際しては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対し、本事業による支援があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- ・【宿泊施設】OTA を利用する場合は、**販売するプランにキャンペーン概要等の共通文言をいれること。**

※制度利用にあたっての主な留意点

- ・旅行者全員（代表者及び同行者全員）の検温と体調チェックが必要。発熱している者や体調チェックの結果「不適」だった者は割引対象外。
- ・旅行者全員（代表者及び同行者全員）のワクチン接種歴（3回）または PCR 検査・抗原検査陰性の検査結果の確認が必要（未確認の場合は対象外）。
- ・利用回数制限なし（同一人物の複数回利用可）。
- ・1 予約あたりの利用人数制限なし。

第2版（令和4年5月26日）

（4）割引額精算の流れ及び留意事項【旅行代理店のみ】

<割引額の精算の主な流れ>

- ① 実績報告書を事務局へ送付
- ② 割引額の送金

<割引額精算の留意事項>

① 精算スケジュール

- ・半月単位（1日から15日宿泊分、16日から月末宿泊分）で請求。
- ・提出書類に不備がなければ、おおよそ3週間程度で助成金を指定の金融機関口座に振り込む。
- ・1日から15日宿泊分については20日、16日から月末宿泊分については翌月5日までに申請書類を提出（提出期限が土日祝の場合はその前日）。提出期限厳守。
- ・提出期限を遡っての申請は不可。
- ・予算の執行状況により、事業期間中であっても予約受付を停止する場合がある。

②利用確認書

- ・旅行者全員のワクチン接種歴または陰性を確認した七尾版 GoTo トラベル利用確認書を5年間保存すること。
- ・市から確認書の提出を求められた場合は速やかに対応すること。
- ・確認書の提出依頼があったにもかかわらず、提出がされない場合は、割引額を全額返還するものとする。

<利用確認書の保管について>

- ①市内旅行代理店扱いの場合…利用確認書は市内旅行代理店、宿泊施設のどちらかが保管しても良い。ただし、利用確認書の提出依頼は旅行代理店あてに行うものとする。
- ②OTA 扱いの場合…利用確認書は宿泊施設で保管すること。利用確認書の提出依頼は宿泊施設あてに行うものとする。

（5）事務局について

七尾市産業部交流推進課（平日8時30分～17時15分）

電 話：0767-53-8424

FAX：0767-52-2812